

総論

下水道分野における水ビジネス国際展開の取り組みについて

おももり たくみ
大森 匠

国土交通省
下水道部下水道企画課
下水道国際・技術室
国際技術企画係長

1 はじめに

下水道を含む世界の水ビジネス市場は、2025年には約84兆円、2030年には約110兆円を超えると見込まれ、今なお拡大傾向にあります。その中で、特に新興国を中心とした旺盛なインフラ需要を取り込んでいくことは、我が国の経済成長や社会課題の解決に寄与するとともに、海外展開を進めていく過程で培われた技術やノウハウの国内への還元により、国内における下水道事業の持続的な運営に資することも大いに期待されます。

このような中、水ビジネス国際展開の取り組みの戦略として、2020年12月に経協インフラ戦略会議（議長：内閣官房長官）決定された「インフラシステム海外展開戦略2025」では、例えば、「下水道整備の必要性や整備効果に関する啓発を行うとともに、相手国のニーズにより一層適合した技術開発・実証試験への支援、本邦技術に対する理解の促進や相手国の基準への組み入れ、当該技術を活用できる相手国人材の育成を実施する」こと等が位置づけられました。

また、同戦略を遂行していくための指針と具体策として、国土交通省において「インフラシステム海外展開行動計画2021」を2021年6月に策定・公表しており、従来から実施してきた政府間の取り組み等とともに、新たに、カーボンニュートラルに対応する省エネ型下水処理技術や汚泥処理技術の普及展開等に加え、本邦下水道技術の普及展開を一層促進することとしています。

このような方針の下、下水道分野の海外展開を促進するためには、段階に応じた取り組みが求められます（図-1）。まず、案件形成に向けた「川上」段階からの関与として、相手国における「汚水管理の主流化」が

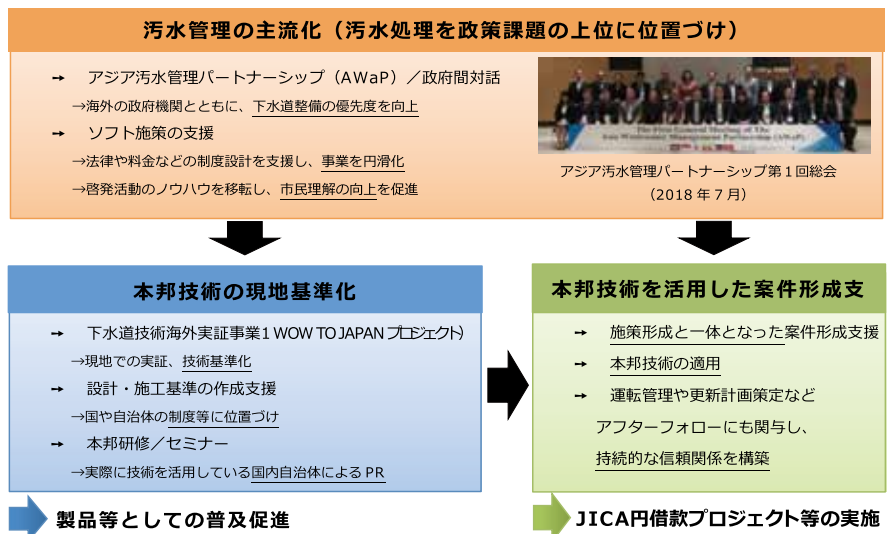


図-1 各段階に応じた取組

重要です。これは、下水道事業の実施者である相手国の政府に、政府間対話等を通じて汚水処理の必要性を認識してもらい、下水道整備の優先度を向上させ、案件形成につなげていく取り組みです。同時に、JICA 専門家の派遣等による下水道管理に係る法律や組織・料金制度といったソフトインフラの

整備支援を行うことで、事業推進のための基盤を整えます。その後、海外実証事業や技術セミナーの実施等により本邦技術の優位性・必要性等の理解醸成を図り、現地での技術基準化も進めていくことで、本邦技術を適用した案件形成を狙います。下水道の整備後も、運転・維持管理や更新などに長期的に関与していく中で信頼関係を構築し、さらに次の案件形成へとつながる好循環が生み出されます。

本稿では、このような海外展開の流れに沿って実施している産学官が連携した取り組みについてご紹介いたします。

2 案件形成に向けた汚水管理の主流化

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030年までの目標となる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、その中には「未処理の排水の割合半減」がターゲットの一つとして掲げられています。一方で、人口増加や経済発展が進むアジアの国々ではいまだ十分に汚水処理がなされておらず、河川や湖沼などの水質汚濁が問題になっています。

日本もかつては水質汚濁が社会問題となりましたが、法律を制定し汚水処理施設の整備を進めた結果、現在では汚水処理率が9割を超え、水質問題はかなり改善されてきました。今後は、これまでに得た汚水処理に関する経験やノウハウを活用し、アジアの国々の汚水処理を促進することが日本に求められています。

そこで、国土交通省と環境省が事務局となり、2018



写真-1 アジア汚水管理パートナーシップ第2回総会 (2021年8月)

年7月にカンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム、および日本の6か国で「アジア汚水管理パートナーシップ (AWaP)」を設立しました。コロナ禍で完全オンラインでの開催となりましたが、今年度の8月に開催した第2回総会では、アジア諸国における汚水管理の共通課題を共有し、課題解決に向けた今後の活動計画を議論しました (写真-1)。また同日に、AWaP参加国を対象とした技術セミナーを開催し、汚水管理において各国が求める解決方策を提案しました。

引き続き、日本が有する経験や技術を紹介しながら、各国の汚水処理に関する施策の優先度を上げることを目的とした活動を行っていきます。

3 日本企業との連携

水ビジネスの国際展開を進めるためには、日本企業との連携が欠かせません。国土交通省は海外での現地調査・国際協力活動において得られた情報を集約したプラットフォームとして、下水道グローバルセンター (以下、GCUS) を (公社)日本下水道協会に設置しています。

GCUSでは日本企業の海外ビジネス展開を強力に支援するため、国土交通省の活動について情報共有を行うとともに、技術セミナーやワークショップの開催、国際会議・展示会への参加支援などを行っています (写真-2)。特に推進工法に関しては、GCUS内に推進工法委員会を設置し、ベトナム版推進工法基準を策定するなど、推進工法の展開活動について官民一体となった組織的な支援を行っています。今年度は、ベトナム版